

（様式 3－1）

※この様式は、乙が、廃棄物再生事業者登録及び計量証明事業登録を受けている場合に用いる。

段ボールの売買に関する契約書(案)

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下、「甲」という。）と、 （以下、「乙」という。）は、奈良県中央卸売市場（以下、「市場」という。）の事業活動等に伴い発生する段ボール（以下「再生原料」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲と乙は、市場内の美化及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、再生原料の売買について契約を締結する。

（取引内容）

第 2 条 甲は乙に再生原料を引き渡し、乙はその代金を甲に支払うものとする。

（売買単価）

第 3 条 再生原料の売買単価は 1 キログラムあたり〇〇. 〇円（消費税および地方消費税を含まず。）とする。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（回収方法等）

第 5 条 乙は、第 4 条に規定する期間中の市場開場日に、市場内の廃棄物・再生原料集積所（以下「集積所」という。）に保管された再生原料を、甲が集積所の管理を委託した者（以下「管理受託者」という。）の立ち会いの下、回収を行い乙の事業所まで運搬するものとする。

2 前項の回収頻度については、週に 1 回以上とする。回収の日時、回数については集積所における再生原料の保管状況等を考慮して、甲と乙が協議して決定する。

（計量及び報告）

第 6 条 乙は、前条で回収した再生原料の重量について、計量器（計量法に規定されたものに限る）を用いて計量し、その結果を証した書面を月末にとりまとめ、翌月 5 日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項との報告とは別に、前月中に回収した再生原料の重量を甲の定めた様式により毎月 5 日までに甲に報告するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、前条第2項により報告をうけた一ヶ月間の重量の合計値に第3条の単価を乗じて得られた金額に、消費税及び地方消費税を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を回収が行われた月の翌月に乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求に係る代金を、請求書に記載の期日までに甲の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 前項の振り込みに要する手数料は、乙の負担とする。

（車両及び機械器具の費用の負担）

第8条 再生原料の回収及び運搬に用いる車両並びに計量等に用いる機械器具（以下「車両及び機械器具」という。）は、乙が調達するものとし、それにかかる費用は乙の負担とする。

2 車両及び機械器具の維持管理費、修理費、賃借料等、使用に伴い発生する費用は乙の負担とする。

3 乙は、再生原料の引き取りの業務が滞ることのないよう、車両及び機械器具が常に正常に機能を果たすよう整備及び点検を行うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、この契約に定める再生原料の引き取りの行為を第三者に委託してはならない。

（再生原料の適正な取扱い）

第10条 乙は、この契約により引き渡しを受けた再生原料の取扱いについては、この契約の目的及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める再生利用の促進の趣旨に則り、適正に行わなければならない。

（機密の保持）

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関連して知り得た機密を第三者にもらしてはならず、もし、当該機密を公表するときは、文書により相手方の承諾を得なければならない。

（売買単価の変更）

第12条 この契約に定める売買単価は、この契約締結後であっても、次により甲及び乙が双方協議の上変更することができるものとする。

（1）甲又は乙は、次の場合において不利が生じた場合、売買単価の見直しを相手方に申し出ることができるものとする。

① 経済界の急激な変化等に伴い、流通市場における再生原料の取引価格に著しい変化が生じた場合

② 引き渡しを受けた再生原料の数量が、仕様書に示した年間引渡予定数量と比べて30%程度の増減のある状況が3ヶ月間続いた場合

(2) 前項の申し出は書面により行うものとし、不利である状況を客観的に把握することができる説明資料を添付するものとする。

(3) 甲又は乙は、相手方の申し出の内容を検討し妥当であると判断したときは、売買単価の変更に応じるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、解除日の1ヶ月前までに相手方に書面で通告しなければならない。

2 甲は、乙が次の条項に該当するときは、前項の規程に限らず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 甲が契約の締結時に提出を求めた書類を提出しないとき。

(2) この契約に定める条項に違反したとき。

(3) 再生原料の買い受けができなくなったとき。

(4) 次のア)～カ)の事項に該当したとき。

ア) 役員等が暴力団員であると認められるとき。

イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ) 本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 乙は、前項により契約が解除された場合、売買単価に年間の引渡予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。ただし、天変地異、同盟罷業、その他不可抗力の理由により再生原料の買い受けができなくなり契約が解除された場合は、違約金を支払う必要はないものとする。

(仕様書の遵守)

第14条 この契約を履行するにあたっては、この契約の条項のほか別添「仕様書」に定める事項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第15条 甲及び乙は、公序良俗に反しないよう本契約を履行するものとし、この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙各々が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 奈良県大和郡山市筒井町９５７－１
奈良県中央卸売市場清掃組合
組合長 川井 純司

乙：